

浙江省專利條例

2016年1月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

浙江省專利條例

(2015年9月25日浙江省第12期人民代表大會

常務委員會第23回會議にて可決)

目次

第一章 総則

第二章 専利の創造と活用

第三章 専利の保護

第四章 専利サービスと管理

第五章 法律責任

第六章 附則

第一章 総則

第1条 発明創造を奨励し、専利の活用を推進し、専利権者の合法的な權益を保護し、科学技術の進歩と社会經濟の發展を促進するため、「中華人民共和國専利法」及び關係する法律、行政法規をもとに、本省の实情に照らし、本條例を制定する。

第2条 本省の行政区域における、専利の創造、活用、保護、管理及びサービス

などに関わる活動は、本条例を適用する。

第3条 県級以上の人民政府は、専利業務に対する指導を強化し、専利の創造、活用、保護状況を政府の目標責任考査に導入しなければならない。また、専利発展計画を制定し、実施し、国民経済及び社会発展計画並びに統計の範囲に導入しなければならない。

第4条 県級以上の人民政府の専利行政部門は、規定に従って、本省の行政区域における専利業務の職責を担う。

発展と改革、経済と情報化、教育、科学技術、公安、財政、人的資源と社会保障、商務、税務、工商、品質技術監督、文化及び税関などの部門は、各自の職責に基づき、関係業務を遂行する。

第5条 県級以上の人民政府は、専利の創造、活用、保護、管理とサービス業務に用いる必要な経費を手配しなければならない。

第6条 県級以上の人民政府は、健全な専利法執行の枠組みを構築し、業務力を統合し、専利行政法執行を強化し、専利権者の適法な権利を保護しなければならない。

第7条 県級以上の人民政府は、顕著な経済的、社会的便益を生み出した専利技術の発明者、創作者、専利権者及び実施機関・組織に表彰及び報償を与えなければならない。

第8条 県級以上の人民政府及び関係部門は、媒体、学校教育などの様々な手段を通じて、専利の法律、政策、専利に関する知識の宣伝を強化し、社会全体の専利に対する意識を高めなければならない。

第二章 専利の創造と活用

第9条 県級以上の人民政府は、専利創造に関する激励及び保障の枠組みを整備、構築し、国家及び本省の産業政策をもとに、独創的なイノベーション、統合的なイノベーション、導入・消化・吸収・再革新などの方法により、核心技術、主要技術を掌握し、専利を取得することを奨励しなければならない。

政府は、中国独自の専利技術を有する製品を優先的に調達しなければならない。

第10条 専利の出願、権利付与は、専利法の関係規定に従う。権利付与された発明専利について、県級以上の専利行政部門は、奨励又はその出願費などの関係費用について必要な補助を行わなければならない。

第11条 社会経済の発展、環境保護、公衆の身体的健康、生命及び財産の安全などに関わる重大な発明専利技術の創造と活用について、県級以上の人民政府並びに財政、科学技術、発展及び改革、経済及び情報化などの部門は、政策的及び資金的な援助を行わなければならない。

第12条 金融機関の専利権質権融資、専利保険などの業務実施を奨励、支援する。投資会社、投資ファンドによる専利の技術的成果に関わる重大なプロジェクトに対する投資を奨励し支援する。

第13条 企業、公的機関は、職務発明創造に関わる専利権の付与にあたり、発明者又は創作者に報償を与えなければならない。組織・機関は、専利を自ら実施する、他人に実施を許諾する、他人と協力して実施し、又は譲渡する場合、該専利の取得による経済的便益に応じて、発明者、創作者及び専利の実現化に主要な貢献を果たした者に合理的な報償及び報酬を与えなければならない。

国有企業、事業単位は、職務発明創造の発明者、創作者及び専利の実現化に

重要な寄与をした者に対して与える報償と報酬の支出をその年の本組織・機関の賃金総額に算入する。但し、その年の本組織・機関の賃金総額の制限は受けず、本組織・機関の賃金総額の基数に組み入れない。

第14条 政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などは、自身が所有する専利について、他人に実施を許諾、譲渡、又は専利の価格を査定して、出資資本に充当することを自ら決定することができる。但し、価格協議、技術取引市場における上場取引、競売などの方式を通じて価格を確定しなければならない。価格協議を通じて確定する場合、本組織・機関において専利の名称及び取引予定価格を公示しなければならない。

政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが専利を自ら実施する、他人に実施を許諾する、他人と協力して実施し、又は譲渡することにより得た収益は、すべて本組織・機関に留保し、帰属させ、発明者、創作者、専利の実現化に寄与した者に奨励報償、報酬を与えた後、主に科学技術の研究開発と専利業務に用いる。

第15条 政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが自身の所有する専利を譲渡し、又は他人に独占的实施を許諾する場合、発明者、創造者は、同等の条件の下で優先権を有する。

第16条 政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが他人に実施を許諾し、又は自身が有する専利を譲渡する場合、許諾、譲渡による純所得から百分の六十を下回らない金額を、発明者、創作者への報償金に用いなければならない。専利の価格を査定し、出資資本に充当する場合、該専利の価格査定により生じた株式又は出資比率から百分の六十を下回らない金額を、

発明者、創作者への報償金に用いなければならない。

政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが自身の有する専利を自ら実施し、又は他人と協力して実施する場合、該専利技術を実用化し、稼働に成功してから5年間、該専利の実施による営業利益から百分の十を下回らない金額を毎年、発明者、創作者に報償金として付与することができる。

企業として組織再編を行った研究開発機関については、企業の関係規定に従う。

第17条 政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが有する専利について、専利権の帰属に変更が生じないことを前提として、発明者、創作者は、本組織・機関との協定をもとに該専利を実施することができる。該組織・機関は、発明者、設計者による専利活動の実施に対して支援しなければならない。

政府が設立した研究開発機関、高等教育機関、中等職業学校などが有する専利について、組織・機関と発明者、創作者が専利実施契約を締結しておらず、且つ組織・機関が専利権付与から1年を超えても専利を自ら実施せず、他人に実施を許諾せず、譲渡せず、若しくは専利の価格を査定し、出資資本に充当しない場合、発明者、創作者は、該専利を実施することができ、利益は発明者、創作者の所有に帰する。

第18条 関係専利技術を有する組織・機関及び個人が専利クロスライセンスを行い、専利同盟を結び、専利資源の共有と保護を促進することを奨励する。

第19条 関係組織・機関は、専門技術役職を評定するとき、専利の発明者、創作者に関わる専利を評定の根拠の一つとすることができる。

中国専利賞を取得した主要な発明者、創作者は、関係専門技術の役職の異例の申請を行うことができる。

第三章 専利の保護

第20条 如何なる機関・組織及び個人も、専利権者の許諾なくしてその専利を実施してはならず、専利を詐称してはならず、他人の専利を侵害してはならず、専利の詐称に便宜を提供してはならない。

第21条 専利権者の許諾なくしてその専利を実施し、専利侵害紛争が発生した場合、当事者が協議により解決を図る。協議を望まず、又は協議によって合意に達しない場合、専利権者又は利害関係者は、人民法院に提訴することができる。また、専利行政部門に処理を求めることができる。

第22条 省、設区市の専利行政部門は、専利紛争の調停、専利侵害紛争の処理を行い、職権に基づき、専利詐称、繰り返される権利侵害に関する事件又は重大な影響を及ぼす専利権侵害事件を取り締まる。

条件が整った県(市、区)の専利行政部門は、設区市の人民政府の決定を経て、前項に定められた職権を行使することができる。

本条第1項で定められた重大な影響を及ぼす専利権侵害事件の範囲は、省の専利行政部門が定める。

第23条 専利侵害紛争の当事者が行政機関にその処理を求める場合、法に基づき、権利侵害行為が生じた地又は被申請人の所在地にある専利行政部門に申請することができる。

涉外専利侵害紛争、設区市に跨がる専利侵害紛争及び全省の範囲において

重大な影響を有する専利侵害紛争の処理は、省の専利行政部門が行う。必要に応じて、設区市の専利行政部門が処理するよう指定することができる。

第24条 専利行政部門に専利侵害紛争の処理を求めるにあたり、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (一) 申請人が専利権者又は専利権侵害紛争の利害関係者であること。
- (二) 明確な被申請人が存在し、具体的な申請事項、事実及び理由があること。
- (三) 当事者間に仲裁合意を締結していないこと。
- (四) 当事者のいずれも人民法院に提訴していないこと。
- (五) 専利行政部門の管轄範囲に属すること。

専利行政部門に専利侵害紛争の処理を求める場合、申請書、主体資格証明書と連絡先、専利権の有効な証明書などの書類を提出しなければならない。

第25条 専利行政部門は、専利侵害紛争を処理するにあたり、申請書などの書類を受理した日から3営業日内までに受理するか否かの決定を下し、書面で申請人に通知しなければならない。受理しない場合、申請人にその理由を書面により説明しなければならない。

第26条 専利行政部門は、専利侵害紛争を処理するにあたり、受理日から2か月以内に処理の決定を下さなければならない。専利行政部門は、権利侵害行為が成立すると認定した場合、権利侵害者に権利侵害行為を止めるよう命じなければならない。権利侵害行為が成立しない場合、申請人の申請を却下し、その理由と根拠を説明しなければならない。特殊な状況により延長が必要である場合、専利行政部門の責任者に報告し、承認を得なければならない。但し、延長期間は最長で1か月を超えてはならない。

専利行政部門が専利侵害紛争の処理にあたって行う公告、鑑定、中止に要する期間は、前項に定める処理期間に算入しない。

第27条 専利侵害紛争を受理した後、専利行政部門が処理の決定を下す前に、被申請人が国家知識産権局専利復審委員会に専利無効審判を請求した場合、専利行政部門に処理の中止を申し立てることができる。ただし、申立人は専利行政部門が指定する合理的な期間において専利復審委員会が発行する受理通知書を提出しなければならない。専利行政部門は、国の関係規定をもとに、処理を中止するか否かの決定を下さなければならない。

第28条 専利行政部門は、専利侵害紛争の処理し、又は専利詐称、繰り返される権利侵害に関する事件若しくは重大な影響を及ぼす専利権侵害事件の取締りにおいて、次の各号に掲げる職権を行使することができる。

- (一) 当事者、利害関係者、証人に尋問する。
- (二) 事件に関わる契約書、許可証・証明書、設計図、帳簿、専利権評価報告書及びその他の原始証書などの資料を閲読し、又は複製する。
- (三) 事件に関わる物品及び関係ソフトウェアについて現場検査、サンプリングを行う。
- (四) 専利の詐称を証明する証拠がある製品については、法に基づき、差押え又は押収することができる。

専利行政部門は、専利侵害紛争事件を処理するにあたり、滅失する恐れがあり、又は以後取得が困難な、証拠としての意義を有する物品について、規定された手順に従って、先行して登記・保存を行うことができる。

専利行政部門が本条第1項、第2項に定められた職権を行使するとき、当事者

は、協力し、協働しなければならず、拒否、又は妨害してはならない。

第29条 専利行政部門が専利詐称、繰り返される権利侵害に関する事件若しくは重大な影響を及ぼす専利権侵害事件を取り締まるにあたり、公安、工商、品質技術監督などの部門は、協同し、協働しなければならない。

第30条 専利行政部門は、専利信用記録を作成し、専利詐称、故意の専利権侵害などの違法情報を一般に公開し、社会信用記録に組み入れなければならない。

第31条 専利行政部門は、専利侵害紛争を処理するにあたり、当事者の意思に基づいて調停を行うことができる。調停により合意に達した場合、専利行政部門が調停調書を作成する。双方の当事者は、これを自発的に履行しなければならない。

専利侵害紛争を除き、専利行政部門は、当事者の申請に応じて、次の各号に掲げる紛争について調停を行うことができる。

- (一) 専利出願権及び専利権の帰属に関する紛争。
- (二) 発明者、創作者の資格に関する紛争。
- (三) 職務発明創造の発明者、創作者への報償及び報酬に関する紛争。
- (四) 発明専利出願公告後から専利権付与前に発明を使用したにもかかわらず、適当な必要を支払っていないことに関する紛争。
- (五) 専利に関するその他の紛争。

前項の第4号に掲げる紛争について、当事者は、専利行政部門に調停を申し立てる場合、専利権が付与された後に申し立てなければならない。

知的財産権保護援助機関、業界団体などが専利紛争の調停業務を実施することを奨励する。

第32条 人民法院は、専利民事紛争事件の立件後、専利行政部門、知的財産権保護援助機関などに調停を委託することができる。

第33条 インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者は、専利権の保護及び管理制度並びに専利権侵害、専利詐称に関する苦情処理の枠組みを整備、構築し、事業者がネットワークにアクセスし、事業を行うにあたり、その専利権保護の責任を明確にしなければならない。専利詐称又は専利権侵害行為を発見した場合、直ちに制止する措置を講じなければならない。

第34条 専利権者又は利害関係者が、インターネット、テレビなどの取引プラットフォームにおいて販売される商品、技術又は提供するサービスがその専利権を侵害し、又は専利を詐称すると判断した場合、インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者に苦情を申し立て、専利証書などの有効な証明書を提供することができる。実用新案又は意匠にかかわる場合、インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者は、専利権者又は利害関係者に専利権評価報告書の提供を求めることができる。インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者は、苦情申し立てを受けた後、3営業日以内に被申立人にその旨を告知し、指定の期間内に弁明書を提出し、専利権侵害に関する苦情を直ちに処理するよう求めなければならない。

被申立人が弁明書の提出を拒否し、又は専利権侵害、専利詐称を証明する証拠がある場合、インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者は、リンクの削除、遮断、切断、インターネットショップの閉鎖などの必要な措置を講じなければならない。直ちに必要な措置を講じない場合、拡大した損害分について、事業者と連帯して責任を負わなければならない。

インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者は、専利権侵害、専利詐称に関する苦情の処理状況を専利行政部門に定期的に報告しなければならない。専利行政部門と知的財産権保護援助機関は、取引プラットフォーム提供者に対し、難解、複雑な専利権侵害、専利詐称に関する苦情の処理について指導と支援を行わなければならない。

第35条 展覧会、普及会、交易会などの展示会の開催者は、専利標識と専利番号が明記された出展品又は出展技術について、その出展品の専利証書、専利許諾契約書などの有効な証明書を検査しなければならない。有効な証明書を提供できない場合、専利製品、専利技術の名義により出展することを許してはならない。

専利権者又は利害関係者は、出展品、出展技術が自己の専利権を侵害し、又は専利を詐称することを発見した場合、展示会の開催者に苦情を申し立てることができる。開催者は、専利行政部門にその旨を直ちに報告しなければならない。専利行政部門は、出展者に専利権侵害行為又は専利詐称行為があると認める場合、出展物の撤去を命じ、法に基づき処分することができる。

展示会の開催者、出展者は、専利に関する違法行為の取締りについて専利行政部門に協力し、協働しなければならず、拒否、又は妨害してはならない。

第四章 専利サービスと管理

第36条 県級以上の人民政府及び関係部門は、専利に関する代理、情報照会、検索、評価、運営などを営む専利仲介サービス機関の発展を主導し、支援しなければならない。専利行政部門は、専利仲介サービス機関に対する指導と管理監

督を強化しなければならない。

第37条 専利に関する代理、情報照会、検索、評価、運営などに従事する仲介サービス機関は、法に基づき設立登記を完了した後、専利サービスに従事することができる。法律、行政法規において、相応の資格、資質を備えていることが義務付けられている場合、法に基づき、相応の資格、資質を取得しなければならない。

専利に関する代理、情報照会、検索、評価、運営などに従事する仲介サービス機関及びその職員は、法に基づいて仲介サービスを実施し、自主規制を強化しなければならない。虚偽の報告書を作成し、又は不正な手段により業務を招き寄せてはならず、当事者と共謀して不正の利益をむさぼってはならず、国家の利益及び公共の利益を損ねてはならず、専利の出願者、専利権者、利害関係者の合法的な権益を損ねてはならない。

第38条 省の専利行政部門は、全省で統一された健全な専利に関する検索、照会、サービスの情報プラットフォームを構築しなければならない。

省、設区市及び条件が整った県(市、区)の専利行政部門は、全省で統一された専利に関する検索、照会、サービスの情報プラットフォームを利用して、重点産業の専利情報データベースを構築し、専利情報の加工及び戦略の分析を行い、専利に関する注意喚起・分析、専利の活用のための政策指導、技術照会、情報共有、市場開拓、展示取引などの公共サービスを提供しなければならない。

条件が整った企業、公的機関、業界団体が重点産業、基幹産業及び重点技術分野のデータベースを構築することを奨励する。

第39条 県級以上の人民政府の関係部門は、専利競売などの技術取引市場を育成し、適正化し、専利の電子取引プラットフォームの構築と発展を支援し、専利

技術取引サービスの水準を高め、専利技術の許諾、譲渡、投資のための専利評価などのサービスを提供しなければならない。

条件が整った研究開発機関、高等教育機関は、専利価値の評価指標体系及び評価方法の研究を実施する。

第40条 県級以上の人民政府は、社会化された専利権保護援助の枠組みを整備、構築し、知的財産権保護援助機関、法律サービス機関、専利仲介サービス組織、人民調停組織などが多様な方法を通じて、法に基づき専利権保護サービスを実施することを奨励しなければならない。

企業、業界団体が地域的な、専門性の高い専利保護連盟及び協力の枠組みを構築し、企業を集めて、国内外貿易及び投資において集団的権利保護を実施することを奨励する。

第41条 専利仲介サービス組織による国際専利仲介サービスの積極的な実施を奨励し、組織・機関及び個人による専利の外国出願を支援し、企業の専利購入又は専利の許諾取得などの方法による国外の専利技術の積極的な導入を支援する。

第42条 県級以上の人民政府及び関係部門は、専利評議の枠組みを構築し、財政資金を使用する重大な科学技術プロジェクトの立ち上げ、高度人材の引き入れ及び国の利益又は重大な国有資本に関わる企業の合併・買収、技術の輸出入などの事項について専利評定を行い、盲目的な導入、重複する研究開発、専利権侵害、技術漏えいを防止しなければならない。

第43条 県級以上の人民政府は、専利人材業務を重視し、専利人材の養成、引き入れを地方の人材計画に組み入れなければならない。

専利行政部門は、専利人材養成計画を制定し、実施し、企業、公的機関による専利人材の養成を指導し、支援しなければならない。

企業、事業単位は、専利人材の召致及び養成を重視し、在職者の専利知識取得のための研修を強化しなければならない。

条件が整った高等教育機関は、知的財産権の専攻及び課程を設置し、知的財産権に関する学科の整備を強化しなければならない。

第五章 法的責任

第44条 本条例の規定違反について、法律、行政法規にすでに法的責任に関する規定がある場合、その規定に従う。

第45条 本条例第20条の規定に違反し、専利権者の許諾なくしてその専利を実施した場合、専利行政部門が権利侵害行為を制止するよう命じ、専利権侵害に直接的に用いた専用工具、設備及び権利侵害物品を除却又は廃棄を命じることができる。当事者が合意に達し、又は和解契約を締結した場合はこの限りではない。

本条例第20条の規定に違反し、相手側が専利を詐称していることを知り、又は知り得べきにもかかわらず、該相手側に資金、場所、輸送手段、生産設備などの便宜を提供した場合、専利行政部門は、期間を指定して是正するよう命じ、且つ2万元以下の過料を科すことができる。

第46条 本条例第22条第1項に定められた権利侵害を繰り返す行為がある場合、専利行政部門が権利侵害者に権利侵害行為を制止するよう命じ、違法所得を没収し、且つ違法所得の2倍以上、4倍以下の過料を科すことができる。違法所得が

ない場合、20万元以下の過料を科することができる。

第47条 本条例第33条、第34条の規定に違反し、インターネット、テレビなどの取引プラットフォーム提供者が規定の義務を履行しない場合、専利行政部門が是正を命じ、警告を与え、5万元以上、20万元以下の過料を併科することができる。

第48条 本条例第37条第2項の規定に違反し、専利仲介サービス機関が虚偽の報告書、文書を作成した場合、所在地の専利行政部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上、3倍以下の過料を併科することができる。違法所得がない場合、5万元以下の過料を併科することができる。

第49条 本条例に定められた行政処罰、行政上の強制措置は、省、設区市の専利行政部門が実施し、本条例第22条第2項に定められた県(市、区)の専利行政部門が実施することもできる。

第50条 専利行政部門の職員に職責怠慢、職権濫用、不正行為があった場合、所属機関又は関係主管部門が行政処分を科す。

第六章 附則

第51条 本条例でいう繰り返される権利侵害とは、人民法院又は専利行政部門が法に基づき他人の専利権を侵害したと認め、裁決又は処分の決定を下した後、同一の権利侵害者が再び同一の専利権を侵害する行為を指す。

第52条 本条例は、2016年1月1日から施行する。「浙江省専利保護条例」は同時に廃止する。

2015年10月14日浙江省知識産権局ホームページ:

<http://www.zjipo.gov.cn/interIndex.do?method=draftinfo&draftId=4aeb4c51-50119bab-0150-64444674-003b>